

大田区行政財産目的外使用部分を示した図

以下の図において、行政財産目的外使用部分(広告を掲載する位置)を○で囲い、「大田区行政財産目的外使用許可申請書」及び「大田区行政財産目的外使用料免除申請書」と合わせて、大田スタジアム指定管理者に提出してください。

